

第七回国会 厚生委員会 議録 第二十一号

昭和二十五年四月三日（月曜日）

午後二時十五分開議

出席委員

- 委員長 堀川 恭平君
- 理事青柳 一郎君 理事大石 武一君
- 理事中川 俊思君 理事菊田アサノ君
- 高橋 等君 田中 元君
- 橋谷仙次郎君 丸山 直友君
- 直 四郎君

出席國務大臣

- 厚生大臣 林 護治君

出席政府委員

- 厚生事務官 木村忠二郎君
- （社会局長）
- 厚生事務官 小山進次郎君
- （社会局長）
- 建設事務官 伊東 五郎君
- （住宅局長）

委員外の出席者

- 厚生事務官 山本 正淑君
- （保険局国民健康保険課長）
- 専門員 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君

四月一日

委員今泉貞雄君、大石武一君、中川俊思君、岡良一君及び渡部義通君辞任につき、その補欠として大和田義榮君、丹羽彪吉君、佐藤親弘君、福田昌子君及び伊藤憲一君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員大和田義榮君、丹羽彪吉君、佐藤親弘君及び福田昌子君辞任につき、その補欠として今泉貞雄君、大

石武一君、中川俊思君及び岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

大石武一君、中川俊思君及び岡良一君が理事に補欠当選した。

三月三十日
児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四三三号）
予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案（内閣提出第一四四号）

同月三十一日
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（予）

四月一日
精神衛生法案（中川憲彦君外十四名提出、参法第三号）（予）

同日
薬事法改正に関する請願（田口長治郎君紹介）（第二〇二八号）
同外一件（原田雪松君紹介）（第二〇二九号）

医療分業制度確立に関する請願（久野忠治君紹介）（第二〇四八号）
同（赤松勇君紹介）（第二〇七六号）
同（橋本金一君紹介）（第二〇九九号）
理容師法の一部改正に関する請願（甲木保君外三名紹介）（第二〇七一号）

健康保険による入院料増額の請願（丸山直友君紹介）（第二〇九一号）

厚生年金保険に関する請願外一件（高倉定助君紹介）（第二〇九七号）
遺族の養護対策確立に関する請願外

九件（逢澤寛君紹介）（第二一〇〇号）
引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願（中山マサ君外二名紹介）（第二一一二号）
看護婦資格既得権者に国家試験の特例設定に関する請願（吉田省三君紹介）（第二一二〇号）
国立若手・秋田・福島三療養所火災によるり災者救済等に関する請願（圓谷光衛君紹介）（第二一三七号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
理事の互選
小委員及び小委員長の補欠選任に関する件

生活保護法案（内閣提出第一一六号）
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（予）

○堀川委員長 これより会議を開きます。まず理事補欠選任の件についてお諮りいたします。一昨四月一日に理事の大石武一君、中川俊思君及び岡良一君が委員を辞任いたしましたので、現在理事が三名欠員となっておりますので、この際その補欠選任を行いたいと存じますが、この選任の手續に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議なければ再び委員に選任いたしました大石武一君、中川俊思君及び岡良一君を再び理事に

指名いたします。

次に小委員及び小委員長選任の件についてお諮りいたします。一昨四月一日委員の今泉貞雄君、大石武一君、中川俊思君、岡良一君、渡部義通君がそれら委員を辞任されましたので、それに伴い結核対策に関する小委員会において三名、医療制度に関する小委員会において四名、社会事業振興に関する小委員会において四名、水道法に関する小委員会において一名の小委員が、それら欠員となっておりますので、この際その補欠選任を行いたいと存じますが、この選任の手續に關しましては委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議なければ、結核対策に関する小委員会には再び委員に選任された今泉貞雄君、大石武一君及び岡良一君、医療制度に関する小委員会には再び委員に選任された今泉貞雄君、大石武一君、中川俊思君、岡良一君、社会事業振興に関する小委員会には再び委員に選任された今泉貞雄君、大石武一君、中川俊思君、水道法に関する小委員会には再び委員に選任された中川俊思君をそれら委員に選任された小委員に指名し、大石武一君の委員辞任に伴う医療制度に関する小委員長の補欠につきましては、再び委員に選任された岡良一君を同小委員長に指名いたします。

なお医療制度に関する小委員会及び社会事業振興に関する小委員会は、小委員がそれら一名欠員のままであり

ますが、この補欠選任は延期することにしたから御了承願います。

○堀川委員長 次に生活保護法案を議題といたしまして、質疑を通告順に許すことにいたします。丸山直友君。

○丸山委員 社会局長にひとつお伺いしたいと思つております。先般の公職会におきまして問題になっておりました、公述人の大多数がその基準が低きに過ぎるといふことを訴えておつた。ことに公述人の青木秀夫氏からは、具体的に第八条の改正意見を述べられたのであります。このことは、この法律の目的を完遂するためから申しましたも、また受給者が納得するといふような意味から申しましたも、その基準を決定するところのものは厚生大臣のみにとどまらず、何か審議会のごときもの設置ということが考えられると思つておりますが、これに対して御当局はいかがお考えになりますか。

○木村（忠）政府委員 この基準につきましては、現在までの状況から申しますと、経済情勢が相当変化いたしましたので、その基準につきましても、常に変更を要するといふ事態が多いといつたような関係から、これに即応した基準を変更するといふためには、それぞれの手続をふむよりも、なるべく早く措置するといふことが必要である。しかもそれについては、財政方面との關係も相当ありますために、審議会等の議を経るということについて、現在では手續上相当困難な点があるといふ

第一類第八号 厚生委員会議録第二十一号 昭和二十五年四月三日

ふうり考えておるのでございます。お説の通りどういふ基準を用いるかという点についての、根本的ないろ／＼な問題があるわけでございまして、これについて各方面の知識経験のある人の御意見を聞くという事は、また必要であらうというふうに考えられます。これについては、今後社会事業審議会とか、社会保障制府審議会においても、最低生活の水準について御研究になるようにございまして、これら研究を願うようにいたしたいというふうな話でございまして。

○丸山委員 次に、同じくそのときに多く訴えられておりましたことは、民生委員が協力機関となることに對して、非常に不満があつたように聞いておるのであります。民生委員が、多少感情的に、協力機関となつたというのをいやがると申しましたか、除外されたと感じたがために、不満が起つておるようにも考えられるのであります。が、この改正に不満を持つた場合、この制度の運用の上に若干の支障を生ずる危険があるように考えられますが、その防止に關しては、何らかの具体策をお持ちになりますか。

○木村(忠)政府委員 民生委員を協力機関にいたしました点が、民生委員の独立性を高めたものとわれ／＼は考へておるのでございまして、この点については十分に民生委員の方面にその趣旨を徹底いたしました。本来の民生委員の活動をいよく積極化するよう、われ／＼といたしましては、全日本民生連盟委員をも通じまして、今後の

民生委員の活動について、従来の役所の出先のような考え方から、独立して、役所を指導鞭撻するように努力いたしました。その措置によつて支障を来すことのないようにいたしたいというふうな考へておられます。実は昨年の十二月一日から法的扶助のやり方についての変更を行つたにいたした。誤解を生ずるような新聞記事等がありまして、これが非常に民生委員の一部の感情を悪化したという事は確かにあるのであります。この点についてはわれわれとしては、その新聞記事が地方の新聞記事でありますために、当初これを知らずにおりました。後にその話を聞きましてから、その方面のことについては十分に了解の行くようにお話申し上げました。大体その方では御理解を得たような次第であります。

なほ民生委員が、従来非常に忙しい中、法的扶助について御協力御補助願つた点、この点については、われわれとしては非常な感謝の念を持つておるわけでありまして、この点について十分従来の御慰勞をいたしますと同時に、今後においても民生委員等が本来の姿にかえつて、民間の奉仕者としての活動が活発化するよう努力いたしたい。こう思つておるような次第でございまして、この点について、民生委員全体にその趣旨が徹底するよう努力いたしたいと思つておられます。

○丸山委員 次に第二十四条の四にございまして「保護の申請をしたら三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、市町村長が申請を却下したものとみなすことができる」といふ

点について、相当に異論があつたやうにも感じております。ことに現在民生委員を勤めておられます江津という方も、法律の中の村ですか町ですかの当局者が、本人の申入れを失念して放任したために、遂に保護を受けることができなかったという事実を聞いておるわけでありまして、こういう失念したというふうな場合でも、三十日以内の間に通知がないと、それは却下したものとみなされてしまふ。これは法的に忘れたというふうな落度があつたがために、それは法的には認められぬというふうな危険があるのであります。これを三十日以内に必ず却下するかせぬとかいふことを、はつきり通知するということに改めるような御意思はありませんか。

○木村(忠)政府委員 この規定は念のため規定しようなものでございまして、その前の第三項においてこの「通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならぬ」とつまり決定は原則として十四日以内にしなければならぬといふことにいたしました。したが、ただそういうふうな失念したやうなときには、いつまでも放つておくと、いろいろな救済規定が発動いたしませんといふことになりまして、申請者の側において、この場合において、たごにこれに對して救済の措置を発動するやうに手を下さすことができるやうにいたしたい。われ／＼として、どう置きたいのであります。三十日というのは万やむを得ない場合に限る。その場合における救済手段を得させるといふ目的をもちまして、第四項のやうな

規定を設けた次第でございまして。○丸山委員 三十日以内に通知がない場合に、却下したものとみなされるのでありますから、救済の手段がそれによつて生ずるといふ御説明なんでもございしますか。もう一度お聞きいたします。

○木村(忠)政府委員 三十日たちまして、何ら通知がない場合には、却下したものと申請者の側がみなして、これに對して不服の申立てをすることができるのであります。○丸山委員 次に四十九条の医療機関の指定でございまして、これはこの前も私一度質問しておりますが、健康保険においては、診療を担当する者を指定しておる。この間の關係をお尋ねしたこともあるのであります。その当時の御説明としては、健康保険においても機関を指定する方向に移つて来ておる。これは古い法律であるがゆゑに、人を指定しておるのであるといふやうな御説明があつたのであります。しかるに竹内公述人の説明によりまして、逆の説明をしておるわけでありまして、ものを指定するといふこと、機関をひとつ承りたい。

○木村(忠)政府委員 この病院、診療所という機関を指定することについては、前記したことは、これは大体医療法の建前からいたしまして、この趣旨に従うやうな方針を医療局でとつておる。従つて今後の立法に際しましては、個々の医者を指定しない、病院、診療所の医者を指定するやうにいたしました。この趣旨が、その方々の見解なのであります。健康保険の方の法律において

は、個々の医者を指定するやうに相なつておりますが、これはずつと前からそういうことになつておるのであります。ただ最近実際に病院等に對しまして、個々の医者を指定するのが非常に煩雜であるところから、一応病院長だけを保険医に指定いたしました。その病院の医者全部をこれに充てるやうにいたしたいといふやうな措置を、便宜的にとつておられたやうであります。それは法律上適當でないといふことで、再びまた最近個々の医者を指定するといふことに相なつております。その場合とこの場合とは、若干事情が違つておる。この場合には病院そのものが指定になるわけでありまして、医者全部を包含した病院、診療所が指定されることに相なるのであります。病院長が指定されまして、それによつて他の医師までが指定を受けたといふことになるとは、ややその事情が違つておる。健康保険の方の關係とは、若干お話が違つておるやうに私どもの方では理解しております。

○堀川委員 それでは、医療法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、審議に入ります。まず政府より、提案理由の説明を聴取いたしたいと思つて、林厚生大臣。

医療法の一部を改正する法律案 医療法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。第五十一条第一項中「第三十九条又は第四十一条を第六十九条又は第七十一条に改める。」

第三十九條第一項第二号中「第四十條第一項」を「第七十條第一項」に改め、同條を第六十九條とする。

第四十條を第七十條とし、第四十一條を第七十一條とする。

第四十二條第一号中「第三十九條」を「第六十九條」に、「第四十條第三項又は第四十一條第一項」を「第七十條第三項又は第七十一條第一項」に改め、同條を第七十二條とする。

第四十三條を第七十三條とし、第四十四條を第七十四條とする。

第四十五條中「第四十二條」を「第七十二條」に改め、同條を第七十五條とし、第五章中同條の次に次の二條を加える。

第七十六條 左の各号の一に該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。但し、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基く政令の規定により登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第五十二條第一項の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのに同條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

三 第五十四條の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。

四 第五十八條又は第五十九條第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

五 第六十四條の規定による命令に違反して業務を行つたとき。

六 第六十八條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第六十八條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産の宣告の請求を怠つたとき。

八 第六十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

第七十七條 第四十條の規定に違反した者は、これを五千円以下の過料に処する。

第四十六條を第七十八條とし、第四十七條を第七十九條とする。

第四十八條中「第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條」を「第六十九條、第七十條第三項又は第七十一條」に改め、同條を第八十條とし、第四十九條を第八十一條とする。

第五十條第二項中「旧規則第三十六條第一項第一号」を「旧規則第三十六條第一項第二号」に、「第四十條第一項第三号」を「第七十條第一項第三号」に改め、同條を第八十二條とし、以下五十三條まで順次三十二條ずつ繰り下げる。

第四章を第五章とし、第五章を第六章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 医療法人

第三十九條 病院又は医師若しくは歯科医師が常時三人以上勤務する

診療所を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができ

る。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十條 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十一條 医療法人は、その開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を有しななければならない。

第四十二條 医療法人は、その開設する病院又は診療所の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、左に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九條第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 その他保健衛生に関する業務

第四十三條 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に對抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に關して登記をしたときは、その登記した事項を遅滞なく公告しなければならない。

ない。

第四十四條 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院又は診療所の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定

八 解散に関する規定

九 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十 公告の方法

3 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

4 この章に定めるものの外、医療法人の設立認可の申請に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第四十五條 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一條の要件に該當しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可をし、又は認可を

しない処分をするに當つては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきかなければならない。

第四十六條 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

第四十七條 医療法人は、理事数人を有する場合には、その開設する病院又は診療所の管理者を理事に

加えなければならない。但し、医療法人が病院又は診療所を二以上開設する場合には、定款又は寄附行為の定めるところにより、管理者のうち、一人又は数人を理事に加えるをもつて足りる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八條 医療法人に監事を置いた場合には、監事は、理事又は医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院又は診療所の管理者その他の職員を含む)を兼ねてはならない。

第四十九條 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内にこれを補充しなければならない。

第五十條 定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五條に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなけ

ればならない。

第五十一条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手續は、厚生省令で定める。

第五十二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間以内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができ

る。

第五十三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第五十四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第五十五条 社団法人たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

- 一 定款をもつて定められた解散事由の発生
- 二 目的たる業務の成功の不能
- 三 総会の決議
- 四 他の医療法人との合併
- 五 社員の欠亡
- 六 破産
- 七 設立認可の取消

2 財団法人たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

- 一 寄附行為をもつて定められた解散事由の発生
- 二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げ

る事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当つては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきかなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合においては、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団法人たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受け、これを処分する。

3 財団法人たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、理事が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十七条 社団法人たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団法人たる医療法人と合併することができる。

2 財団法人たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団法人たる医療法人と合併することができる。

3 財団法人たる医療法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八条 医療法人は、前条第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

第五十九条 医療法人は、前条の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相當の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第六十条 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人

において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一条 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行方事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

第六十二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十三条 都道府県知事は、医療法人に、法令、法令に基づいて都道府県知事の処分又は定款若しくは寄附行為を遵守させるために必要があると認めるときは、医療法人から、その業務又は会計の状況に關し報告を徴することができる。

第六十四条 都道府県知事は、医療法人が定款又は寄附行為に定められた業務以外の業務を行つてゐると認めるときは、当該医療法人に対して、業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、第四十二条に掲げられた業務の継続が、当該医療法人の開設する病院又は第三十九条第一項に規定する診療所の運営に支障がある場合においては、その業務の全部又は一部について、また同様とする。

第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後一年以内に正当の理由がないのに病院又は第三十九条第一項に規定する診療所を開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六条 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

第六十七条 第三十条第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をする場合又は前三条の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これを準用する。

第六十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項(法人の設立のときに關する部分に限る)及び第二項、第五十二条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に關する部分に限る)、第七十八条から第八十三条まで、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十五条及び第三百一一条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項、第三十六条から第三十七條ノ二まで、第三百三十六条から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、医療法人についてこれを準用する。この場合において、民法第

九十九条第一項に規定する診療所を

開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

四十条及び第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害關係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九条第三号、第七十七条第二項及び第八十条中「破産ノ場合」とあるのは「合併及破産ノ場合」と読み替へるものとす。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 この法律の施行の際現にその名称中に医療法人という文字を用いている者は、第四十条の規定にかかわらず、この法律の施行の後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

○林国壽大臣 ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

すでに社会保障制度実施の具体的構想も、ようやく明確にならうとしておるのでありますが、すべての国民に必要最低限度の医療を確保するという国民医療の保証の問題は、本制度実施にあつてきわめて重要な内容をなすことは申すまでもないところであります。この問題の解決のためには、まず第一に医療機関、特に病院の急速な普及整備をはかる必要があるのであります。

すが、医療機関の整備につきましては、いわゆる公的医療機関の整備とあわせて、私的医療機関の協力態勢を整えることの緊急なことは申すまでもないところであります。

従つて、私による病院の建設維持等を促進するためには、何らかの形において、これがための資金の集積をはかる措置を講ずることが、ぜひとも必要と考えられるのであります。特に医療法第十三条によりまして、診療所には、同一患者を四十八時間を超えて収容できないこととなつた結果、一般の開業医師の中には、教人ないしそれ以上の員数による共同出資により病院を建設し、あるいはこれを維持しようとする場合が少なくない現実を見ますとき、このことが痛感されるのであります。しかも現況においては、医療法は、医療事業の特殊性ないし非営利性にかんがみ、商法上の会社等が病院、診療所の経営主体となることを期待しておらず、かつまた都道府県知事に対して、かような経営主体に対しては、病院、診療所等の開設許可を与えない方針をとつての現状であり、また他方すべての病院が、民法による公

益法人たる資格を取得するということもできないため、病院等を建設して、医療事業を行おうとする場合においても、その経営主体が法人格を取得することが困難であつて、従つて資金の集積、及びこれに伴う病院等の維持建設のために、著しい困難を感じている状況であります。この点にかんがみ、医療事業の非営利性を考慮し、本事業の経営主体に対して、容易に法人格取得の道を与えるために、この際医療法の一部を改正して、医療法人の章を追加しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、可決せられるよう希望いたします。なお詳細のことにつきましては、政府委員よりお答えすることになります。

○堀川委員長 それでは再び生活保護法案について、丸山委員に質疑をしていただきます。

○丸山委員 なお指定の場合に「開設者又は本人の同意を得得」ということに関して、前会御質問申し上げておりました、本人が指定せられることを希望するものに対しては、なるべく広く、これを指定するといふ方針であるといふことは承つておつたのであります。またただいま厚生大臣の医療法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明の中にもございましたように、医療機関というものが、私的の医療機関というものの協力態勢を整えるということが、現段階においては非常に必要であるといふことが述べられたのでございまして、私もまことに同意なのでございまして、これを指定する場合には、公的医療機関に主点を置くといふことが行われまます御意思

であるか。あるいは広くこれを私的医療機関をも指定するといふような方針をもつておやりになるでしょうか。この文章だけでは、本人の申出によるほかがございせんけれども、一方的に同意を求めるといふことによつて指定するといふように考えられますが、その点どういふようにお考えでございましょうか。

○木村(忠)政府委員 われ／＼といたしましては、医療機関はできるだけ広い方がよいと思つておりますので、公的医療機関のみならず、私的医療機関にも広く御協力を願いたいといふふうにて考えております。なお医療機関の指定につきましては、省令によりまして、申請の手續をきめるといふようにいたしたいと考えております。

○丸山委員 次に、第五十二条の国民健康保険の診療報酬の例によるということに關して、前会質問してあつた次第でございます。しかるに公職会におきましても、この点が二、三の方から強く言われております。これは国民健康保険課長がいらつしやいますから、お伺いしたいのでございますが、国民健康保険の診療報酬というものは、今は社会保険の診療報酬というもののの中に一体となつて国民健康保険の診療報酬というものを考へておられるのか、それと国民健康保険というものが考へられるのかという点をお聞きいたしておきたいと思ひます。

○山本説明員 ただいま診療報酬につきましての御質問がございましたが、国民健康保険につきましても、市町村単位の保険者と診療担当者との契約によつておられますので、國の方で診療報酬を国民健康保険として別個にはきめ

てございせん。健康保険におきまます診療報酬、実際上はそれに準じまして、市町村と保険者と診療担当者との契約のある場合におきましては、健康保険の診療報酬による。こういうふうな契約内容を準用して、実際上運用して行く。こういう状況であります。

○丸山委員 しかるに社会局長にお伺いしたいのでございますが、國として一環した診療報酬が国民健康保険において定められておらぬということとが今つきりしておるのであります。その定められておらない診療報酬の例によつて、この生活保護法の診療報酬とせられるということは、どういふことを意味するかということをはつきりしておきたい。

○木村(忠)政府委員 国民健康保険につきましては、その土地々々におきまする一応の、少くとも最低の医療はおやりになるようになっておるのであるかと考へておるのであります。従いまして一応国民健康保険の施行されておりますところにおきましては、特に不健全な組合で、不健全なる国民健康保険が施行せられておるといふような状況にありますと考へておられる限りは、やはり最低の線がそのものよりも上になるということとは適當ではない。一応その線によるのが適當なものでないかというように考へておられる次第であります。ただ国民健康保険につきましては、われ／＼といたしましては全國一律でなく、それ／＼その土地の状況によりまして、その点が決定されておると考へますので、その土地に應じた最低限度によるのが適當であるかと考へておるのであります。

○丸山委員 ただいまの御答弁では、

まだ私には満足に納得が参らぬのでございませうが、社会局長は現在地方において行われておる国民保険の実態を御承知なかがどうかを、私は実は疑うのであります。地方において行われておる国民健康保険は、その給付の状況はその村の経済情勢によつて非常に左右いたされまして、非常に強い制限が行われておるところもあるものでございませう。それは一部負担金の状態で、最もはなはだしい国民健康保険は九割まで本人負担で、国民健康保険はわずかに一割しか支給しておらないという診療報酬を定めておるのもございませう。また往診料は全部本人負担にして、そして往診を制限しようとしておるところもあるものであります。そういうふうな非常にばらばらの、治療の必要限度であるということではなく、その村の経済状態を基本として診療報酬が定められておる。すなわち診療の内容が、こういうふうでなければならぬというものは何ら考慮せられない診療報酬が定められておる実況であります。そういう場合に国民健康保険の診療報酬の例によるということは、はなはだ不相当だと考えられます。その場合にはもちろん第二項によりまして、適当としないときには「厚生大臣の定めるところによる」とされておるからよろしいとおっしゃるかもしれませんが、現実には非常にばらばらである国民健康保険の診療方針及び診療報酬を、なぜここで準用しなければならぬかというその理由を伺いたい。

○木村(忠)政府委員 本人の負担の点につきましては、これは本人が負担することにならないことに相なるのでございまして、九割だけを本人負担として、残りの一割を国民健康保険によつておりまして、全体の十割というものが診療報酬並びに診療方針の例によるということになるわけでありませう。経済の状態によりましては、たとえば往診を制限するといったような点につきましては、われわれとしましては国民健康保険によりまして最低の医療が行われぬものというふうな考えられますので、御指摘の通りの答弁となりますけれども、第二項によりまして、これにつきまして必要な措置を講ずるようにならぬかと考えておるのではありません。ただ原則としてわれわれがきわめて不完全な診療を行つておるという前提をとりまして、いろいろな措置をとりましては適当ではないというふうな考えでおられますので、われわれといたしましては、国民健康保険が、少くとも最低の医療が確保されるようにいたされておるものと考えまして、こういうふうな規定をいたしました方がいいのではないかと考えた次第であります。

○丸山委員 非常に納得が行きたいのでございませうが、そういうばらばらになつておる不安定な国民健康保険を標準にとるよりは、ほとんどそれと同一な線に行つておる、しかも最低であるところを考へられておる健康保険というものの診療報酬が、国として定められておるのでありますから、なぜそののつきりきめられておるものを準用なさらないで、国民健康保険の診療報酬をとならなければならぬかという必然性をお伺いしておるのであります。ほんだいままの二項をお使いになると、ほとんど全国の八割か九割くらいは、全部二項によらなければならぬというふうなことになるかと私は考へる。

○木村(忠)政府委員 医療の最低のものというものが、どういふものであるかということにつきましては、われわれといたしましてはやはりその土地の事情によつてきまるといふことには思ふのであります。もちろん大体の大筋というものはきまつておると思ひますけれども、その土地の事情によつて、その土地におきまるところの各種の医療機関の状況によつたようなものによつて、その点はかわつて来るのではないかと。またそういうような社会環境というものがあつて影響するといふふうな思ふ次第でございませう。従いまして特に生活保護法によりますところの医療が、それよりも高いものになるといふことは、社会観念上適当でない。国民健康保険につきましては、特にこれがわが国の医療として非常に重要なものでございませうので、これよりも高いものにするという方針を立てるといふことは、われわれとしてはやはりできがたいと一応考へる次第でございませう。従いましてもしも実情が御説の通りであるとした場合には、第二項によりましてものが多くなりまして、われわれといたしましては、方針としてこういう方針をとる方が正しいのではないかと一応考へております。

○丸山委員 ちよつと関連して、同一の点についてお尋ねなすければ、健康保険の方がある場合においては自己負担が多くて、そうして普通の健康保険よりも医療の内容が低下しておるとか、あるいは便が不便だといふことがあるわけで、それで今社会局長が言つておられるように、最低の標準として健康保険よりは国民健康保険というものを採用したいというふうな論が出るのだからと思ひますが、その場合に、国民健康保険の内容を、健康保険と同一のところまで持つて参るといふことにはしまへば、そういうふうないろいろなまきらわしい点がなくならないと思ひますが、その点はどうかと思ひます。

○木村(忠)政府委員 自己負担の点につきましては、自己負担の部分を加えましたものが、その土地のいわゆる診療報酬になるのだからと思ひます。それから、自己負担が多いといふことは問題にはならないかと思ひます。これは考へておられます。それでわれわれとしてはやはり一応先ほど申しましたように、国民健康保険というものが施行されておられます範囲におきましては、一応これによる。ただ先ほど御例示がありましたように、往診を制限するとか、あるいは必ずきまつておるところの特効薬を制限するとか、つまり非常にはつきりわかつておる特効薬を制限する。何と申しまするか治療として適当でない治療をせざるを得ないような制限がありますものにつきましては、相当考慮しなければならぬと思ひますので、その場合におきましては第二項を適用するようにならぬか。こゝ思つておる次第であります。

○丸山委員 それでは、こゝろの質問なんですけれども、現在国民健康保険と健康保険と医療を受ける。負担とか何とのかのけまして、実際の診療を受ける立場から言へば、どういふ違いがあるか。その違いは、どういふことか。そのところはしかたがないかどうか。その点をちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 国民健康保険の問題につきましては、国民健康保険課の方からお答えした方がいかに思ひますが、私どもの方は筋として、国民健康保険というものが、国の制度としてあるのだから、一応それによるという建前をとる方が正しいのではないかと、それが一応最低の医療をやるといふ建前をとつておるものといふふうな考えまして、こういうふうないたしました方がよからうと思ひます。従いまして医療内容はなほだしく悪いといふものにつきましては、これは実際の数が多しといふことは別として、例外的なものと考へて、それに対しては例外的な規定として第二項を使うようにならぬか。こういうふうなのであります。

○山本委員 国民健康保険につきましても、健康保険につきましても、診療報酬につきましては同じであります。お話の通り、それの形によつて一部負担は違ふのであります。ただ例外的に、診療報酬を若干かえておるところがあるかもしれませんが、それはほんの例外的な問題でありまして、全体としましては、健康保険と国民健康保険との診療報酬自体についての差異というものは、私の方では考へておらぬのであります。

○丸山委員 ただいまの国民健康保険課長のお言葉を聞きますと、大体のところ医療の報酬が違つていないとすつたならば、むしろ丸山委員がおつしやつたように、全国一律に通用のできる

健康保険というものを基準にしてなすつたらどうか。例外的の問題は、そのときによつてまた実情に即した処置がとれるとしても、これはやはり全国一本の、どこへ行つても通用できる基準があるのですから、そちらに準ずるのが私は当然の処置と申すのですが、いかがですか。その点は、医療の大体的方針が違わないという点であれば、当然そうしたいと思ふのです。

○木村(忠)政府委員 健康保険は、国民の中の一部の者と言いますか、勤労者に対する保険であります。国民健康保険は、一応それを除きました国民全般を目標にした保険であります。従つてわれ／＼とした保険では、やはり国民健康保険が第一である。そしてそれがなないために健康保険があるというならば、理論としては筋が通ると考えておられます。それとも一つは、国民健康保険におきましては、ある程度その土地の経済状態に依りまして、診療報酬に若干の差異を加えておられます。ほかに、その土地の社会事情と言いますか、環境によりまして差異を加えておられます。そういった場合は、やはりそちらの方による方が、一般社会通念上から言ひまして、適当であろうと考へておられます。

○丸山委員 次に五十一條の指定の取消の問題でございます。これもこの前一度お伺ひしてございまして、取消しをする場合における、一方的の取消しに關して審議をする機関とか、本人の異議の申立てに對して審議するような機関は、どうしても必要と私は考へるのでございまして、これを医師会とか、あるいは他の審議会のごとき形を持つたものにやらせるということをお

考へになれませんでしょうか。これをもう一べん伺ひたい。

○木村(忠)政府委員 この指定の取消しにつきましては、各種の事情を十分調査いたしましてやらなければならぬというところは、お説の通りだと思ひます。ただ法律上そういう規定をいたさなくても、運用をいたしまして、手続につきましては、十分慎重を期するようにならして参りたいと思ひております。

○堀川委員 では青柳委員。○青柳委員 私は、ただいま丸山委員がお触れになりました他の点につきまして、社会局長に質問をいたしたいと思ひます。

この法案の十三條におきまして、教育扶助が初めて規定されたのであります。しかしながら教育扶助は、特に未亡人の育英対策として最も重要な意義を持つておるのであります。ある程度は、義務教育以上の場合にも保護を與える道が開き得るならば、ぜひとも開いてみたいという気持を持つておられます。昨日の公聴会におきまして、どなたかこれにお触れになりましたが、たとえは高等学校などの卒業するまぎわの半年とか、あるいは一年前に父親が死亡して、家庭の生計が困難に陥つたという場合においては、その学生を中途で、大学から他の仕事につかせるということも考へられます。事情によりましては、できるならばそれらの教育扶助をこの学生に適用して卒業させることが、その世帯を保護する上から非常に効果的であると

すが、ただいま申し上げましたような特殊なケースにつきましては、何とかしてそういうふうにして卒業するものが、社会局長の御意見を承らしていただきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 私らといたしましては、義務教育以外につきましては、今お説のありましたように、要保護者の属しております世帯が自立更生することが望みでございます。そのためには、御説のようにいたさなければならぬのじやないかという気持は持つておるのでございまして、ただ現在のところにおきましては、教育扶助というものは、一つの最低生活を保障するといふ面から見ますと、一応義務教育に限らざるを得ないという実情に相なつておるのであります。しかし一般の社会福祉という面から、またさらに大きな目から申しますと、今お説のように考へることが、きわめて適切であると考へておられます。ただ現在のところ、われ／＼は力足らずして、そのところにつきまして十分な措置ができないことは、遺憾であると存じております。

○青柳委員 次に七十二條であります。線替支弁の規定であります。その規定によりまして、その区域内に所在する保護施設または指定医療機関に限られておるのでございまして、そのほかに、たとえは身体障害者の更生施設施設のごときのもの、この指定医療機関には該当しないものであります。多数の要保護者を收容する施設であるという点にはかわらないのであります。これらの施設につきましても、繰りかえ支弁ができるように

したいと思つておるのでございまして、当局の御意見を承らしていただきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 お説まことにこのもつともございまして、その他の施設につきましても、そういう必要のないものがあろうかと存するのであります。ただいまこの法に規定いたしておられるのは、保護施設及び指定医療機関だけでございまして、一応さういふことにはいたしたのであります。十分考究しなければならぬ点があるのではないかと考へておられます。

○青柳委員 次に八十四條の罰則でございまして、この罰則によりまして、おしまひのところ「若しくは忌避した者」とその個人についての罰則のみを規定してあるのであります。が、法人またはそれを使用する人に対しても、この罰則を適用した方がいゝのではないかと考へておられます。その点についての局長の御意見を承らしていただきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 その点につきましても、この法の趣旨を徹底いたすやうにいたしましたならば、やはりさういたさなければならぬのじやないかとわれ／＼も考へるのでございまして、ただこの法案を立案いたしました際におきましては、その点につきましても方針が、政府としてきまつておられませんので、さういふような規定を一応除いておつたわけでありまして、この点につきましても、さういふ状況であるといふことを御承知願ひたいと思ひます。

○荻田委員 住宅局長にお伺ひいたしますが、ただいま國あるいは公共団体の方で、庶民住宅等の建築がどん／＼できておるわけなんです。大体これの家賃をきめず標準がどういふふうになつておるか。坪幾円というふうなことが大体きめられておるかどうか、というふうな点について、ちよつとお伺ひしたいのであります。

○伊東(五)政府委員 家賃のきめ方は、地代家賃統制令の範囲内できめることは当然でございますが、庶民住宅には二分の一の国庫補助がございまして、その補助分を実際の費用から差引まして、つまり建築費とか、土地の取得費とか、さういふものから二分の一の補助を差引きましたその半分に、地代家賃統制令の規定に従ひまして、たとえば二十年間にそれを償却するといつたぐあい計算してあります。そのほか火災保険料とか、管理費とか、修繕費といふものを加へまして計算してあります。大体標準十坪くらいの家をつつておられますが、さういふ計算で行きますと、大体全国各地方によりまして、まち／＼でございまして、平均いたしまして、十坪の木造の住宅が八百円前後になつておられます。それからコンクリート建のアパートもやつておられますが、これは建設費が少し高いので、千二、三百円になつておつたかと思ひます。もう少し高く、千五百円くらいのものもあります。大体その程度の家賃であります。

○委員長退席、青柳委員長代理着席

○荻田委員 それから今度地方税の關係でもつて、必然的に家賃なんかは値

上りになるだろうというのを、一般では予想しておりましたが、そういうことになりまして、大体何割、あるいは何倍くらいな家賃の値上りというものが予期されておりましたでしょうか。

○伊東(五)政府委員 これは地代家賃統制令の範囲内ですけれども、固定資産税が現在の家賃税などよりも大分上りますから、それが家賃に転嫁して行くことになりまして、一般に家賃がそれだけ高くなつて来るわけでございますが、これは実は物価庁の方でございまして、そういう方式にきまるとも何とも私どもの方はまだ聞いておりませんが、庶民住宅の家賃につきましては、現在も家賃税などがありますが、これを全部家賃にかけているわけではございませんので、適当に割り引いて賦課してやるような状況でございます。新しい税によつてどの程度の家賃になりますか、まだ見通しがつかないような状況であります。

○荻田委員 先ほどお尋ねいたしましたお答えの中で、木造の庶民住宅は、大体十坪が平均になつておるとおっしゃいましたが、十坪は大体建坪だと思ひますが、畳は大体何畳くらいになつておられますか。二十畳全部敷いてあるわけじゃないでしょうか。

○伊東(五)政府委員 大体十坪の家で十二、三畳くらい敷けると思ひます。二間から、小さな部屋だと三間でございまして……

○荻田委員 現在東京都内で普通間借りをしていまして、大体六畳の間くらいにいたしまして、五、六百円程度の家賃をとられておる実情なのでありますけれども、こういうことは無論統

制令から見れば違反になつておるわけですが、こういうふうなものが今一般に行われておるといふに、私どもの経験からしても考へておるので、こういう点について、建設省あたりで東京都内の実際の間代が、どういふふうになつておるかについての一応まとまつた資料がございまして、その点をお伺いしたい。あればそれをお示ししたいと思います。

○伊東(五)政府委員 実際の家賃の調べは、一昨年に調査したものがございまして、もし御必要ならば差上げてよろしいと思ひます。ただいまお話をやみ家賃の問題でございまして、六畳で五、六百円とつておるのは事実あると思ひます。しかしこれは必ずしも統制令違反になつておるとは限らないのであります。あの統制令は、昭和十三年当時の家賃から、大体現在は十倍ほどに上げて来たわけでございます。そのときに家賃のあるものは十倍、それ以上になつておれば違反ということになるわけでありまして、六畳一間の當時賃しておれば、そういう方式で行きますが、その当時は賃してはなかつたと思ひます。これは新たな間代ですから、これは新たにきめて行くわけで、必ずしもそれで違反になるか、どうかということにはわからないのであります。しかし一般的に申しまして、間代、家賃の違反は、特に東京には多いように思つておられます。大体半数以上は違反になつておるんじゃないかと考へておられます。

また地方によりましては、たとへば京都とか金沢、あるいは昔からの家が焼かれず、昔からの家賃がきまつておつて、あまり人も入れかわつていないところでは、割合にマル公家賃が行われております。そのかわり家主の方が非常に困つておられます。経営がでない、修繕費が出せない、管理費が出せないというところで非常に困つておられます。地方によつて事情が違いますが、お話のようにやみ家賃は相当横行しておるようには私も見ておりません。

○荻田委員 そういたしますと、大体東京都の規格になつておるような十二畳の間では八百円くらい、六畳ならば三百円、四百円というふうな家賃であれば、これは新旧を問わず、維持費等から考へて、大したやみでなくて承知できる価格だといふふうな考へてよろしゅうございませうか。

○伊東(五)政府委員 新しくつくりましたものは、建設費から資本利子などを考へてやりますと、二分の一の補助を出してあげても、先ほど申し上げたような家賃になります。これが当然だと思ひます。ただ古い家は相当資本の償却もしておりますし、それでストツプ令が働いているわけでございまして、古い家も資本の再評価をいたしまして、それで家賃をきめて行くということになりますと、一ぺんにはね上るということになるのであります。これは一般勤労者の負担ということから考へて適當でないといふことで、押えられておるわけでございますから、最近建つたものと、昔から相当古く食しているものとは、見方によつては相当不均衡があるわけですが、これは当分の間やむを得ないのじやないかといふことで、物価庁もその方法で現在統制していると思ひます。

○荻田委員 そういたしますと、戦争中から建つておるような古い家で、六畳間を貸さうというふうな場合、大体どれくらいが適當の値段になつておるでしょうか。

○伊東(五)政府委員 古い家で新しく貸間をする場合には、幾らくらいが適當であるかといふことは、私の方ではよく見当がつかないのでございますが、あるいは何か物価庁の方にでもお尋ねになつたらお答えがございませうか。

○荻田委員 この一昨年の御調査というの、これは東京都のものでございませうか。

○伊東(五)政府委員 全国の調査でございます。

○荻田委員 資料がございましたら、いただきたいと思います。住宅局長への質問はこれだけでございまして、次に社会局長にお尋ねいたします。最初にお聞きしたいことは、総則の一条及び二条を見ますと、ここに「国が生活に困窮するすべての国民」という文字があるわけですが、これは日本国内に住んでいる人すべてという意味ですか。それともこれは日本の憲法を適用される人、つまり日本人という意味でございませうか。この点お伺いしておきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 ここで言います国民というの、日本の憲法で言う国民でございます。

○荻田委員 そういたしますと、長年日本にいて、日本人同様に住みついておつて、しかも日本人としての適用を受けていない朝鮮人の場合、現に生活保護の適用を受けている者の中には、朝鮮人の家族も相当あると思ひますが、この人は新しい法律によつては適用を受けられないということになるので

しようか。

○木村(忠)政府委員 現在日本の國際關係は、まだはつきりいたしていません。やがてかましく申しましたら、國際關係が確立いたしましたら、つまり公の保護を必要といたします。その国との間の条約によりまして、その措置がきまるわけでございます。従ひまして越境としては、その外国人に當然保護しなければならぬといふことになつて来ないのであります。ただ現在ではその点が不安定な状態にあります。實際問題としては、われわれとしてはやはり同様に扶助して参るつもりでございます。

○荻田委員 そのことは法の条文でなくとも、何か施行細則にでも書いておかないと、その趣旨が十分に伝わらないといふことが、起りやしないかといふことを考へるのですが、何か施行細則にでもそういうものをとりきめたものがあるでしょうか。また将来そういうものをつくつておく必要は感じないでしょうか。

○木村(忠)政府委員 その点の取扱いについては、十分調査し、徹底するようには通達をして、遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○荻田委員 次にこれはこの間の公聴会のために各公述人からも意見が出て、また本日丸山委員からもそれについての御意見があつたわけですが、現在の生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○木村(忠)政府委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○荻田委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○木村(忠)政府委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○荻田委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○木村(忠)政府委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○荻田委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○木村(忠)政府委員 現在日本の國際關係は、まだはつきりいたしていません。やがてかましく申しましたら、國際關係が確立いたしましたら、つまり公の保護を必要といたします。その国との間の条約によりまして、その措置がきまるわけでございます。従ひまして越境としては、その外国人に當然保護しなければならぬといふことになつて来ないのであります。ただ現在ではその点が不安定な状態にあります。實際問題としては、われわれとしてはやはり同様に扶助して参るつもりでございます。

○荻田委員 そのことは法の条文でなくとも、何か施行細則にでも書いておかないと、その趣旨が十分に伝わらないといふことが、起りやしないかといふことを考へるのですが、何か施行細則にでもそういうものをとりきめたものがあるでしょうか。また将来そういうものをつくつておく必要は感じないでしょうか。

○木村(忠)政府委員 その点の取扱いについては、十分調査し、徹底するようには通達をして、遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○荻田委員 次にこれはこの間の公聴会のために各公述人からも意見が出て、また本日丸山委員からもそれについての御意見があつたわけですが、現在の生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○木村(忠)政府委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○荻田委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○木村(忠)政府委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

○荻田委員 生活保護法は、昭和二十二年に制定されたもので、その間には生活保護法の適用について、施設の側からも、あるいは一般の研究者の側からも、それから現在保護を受けている人からも、最も強く要望されたのは現行の基準があまりに実情に合つておらないという点だつたと思ひます。

す。これについては公選人側の意見を丸山委員からお引きになりましたが、社会局長の方では、物価の変動その他と見合せてかえて行くためには、そういう審議会によらないで、厚生大臣の責任としてやつた方がよいというお考えと、またもう一つは、財政方面とにらみ合せてきめた方がよいというお考えのように私は伺つたのであります。しかし厚生大臣の責任といつても、結局社会局長の保護課あたりで二、三の人がきめてやるといふうちに、この間の公選会では言われたわけですが、そういうところできめるよりは、もつと広い適當の範圍の人たちを網羅した審議会をつくるなり、あるいは現行の社会保障制度審議会の制度でも役立ち得るならば、そういう制度にして、もつとそういう広い範圍の適當の人を集めた専門的な機關でした方が、時宜に合った変化を考ふる点から言つても、厚生省内の課の一つの仕事としてやるよりは、いいのじやないかと思ひます。それから財政的な点からいたしましても、今までの委員会で、新しい憲法の規定に基く健康で文化的な、生活基準といふものはどういふものと各委員が聞きまされたところ、社会局長は一貫して、それは国の財政状態とにらみ合して、というような非常にはつきりしない御答弁でありましたけれども、少くとも健康で文化的なという以上は、国の状態がどうあるとも、やはり最低の生活の維持といふものは必要じやないかと私は思ふのです。この間の公選会の意見でも、そうだつたと思ひますけれども、少くとも生活して子供を育てて行くことができるという最低の線は、国の経済がどんなに破壊しておつ

てもやはりあると思ふのであります。国の財政のいかにかわからず、それだけのものが、憲法二十五条を拡張してやる以上は、やはり私はあるべきだと思ひます。高度の健康で文化的な生活といふと、きりはないのであります。ほかの生活と違つて、最低の、健康な文化的な一線というものは必ず私はあると思ふのであります。国の経済状態いかにかわからず、それがなければ健康にならない。不健康になつてしまつて、それ以上の成長や民族の発展といふことは、考えられなくなるといふ一線があると思ふ。それならば、それはそういう財政的に縛られやすい官庁内の一課で考えられるよりは、自由な立場で考へて行くことの方が、もつと合理的な算定ができると思ふので、公選会の人たちが口をそろえて主張しておられたように、そういう基準をきめるための適當な機關をせよとされて、そこでやつていただきたいということを私も考へるのですが、社会局長は、そういうことについてお考えになる余地があるかどうか、お聞かせいただきたいと思ふのであります。

○木村(忠)政府委員 お尋ねの通り、いかなる場合においても最低の線があるというところは、事実だろつと思ふのであります。ただ問題になりますのは、国民全体の線が非常に低いという場合で、それよりも低いというところは、またやむを得ないという線が出て来るのであります。すなわち国民全体の経済力といふものが、最低の線を引く場合でも、相当影響が出て来ると思ひます。現在の線は、普通の国家状態でありますならば、きわめて不満足な、不十分なものであらうといふふう

に考へるのであります。結局勤勞者の生活のエンゲル係数が六七%というふうな状態といふものは、きわめて不健全な國家の状態であり、普通の状態から考へても最低の線を維持することには、きわめて困難であらうと思ふのであります。それで現在の段階においては、どこが最低の線になるかといふことをきめますことは、きわめて困難であります。これにつきましても、それらの専門家の意見等も徴しておるわけであり、なか／＼それにしつくり合つたようない意見といふものは出て参つておりません。われ／＼としましては、その点につきましても、やはりその基準のきめ方をどうするかといふことについては、せびとも權威のあるものを得たいと思つておるのでございます。この点を社会保障制度審議会におきまして、取上げまして、国民の最低生活の線をどこに引くかといふことを御研究くださることに願つておるのであります。その結論が出来ることを、一日千秋の思ひで待つておるような次第でございます。そういうものに従ひまして、われ／＼として措置したいと思つております。

○近田委員 そういたしますと、ただいまの社会局長のお言葉は、現在の生活保護制度の基準は、国のい／＼な経済情勢から考へて十分ではない。またそれには改善の余地もある、ただいまの家賃の点なんかは、私は明らかにそうだと思ふのですが、そこでこれを全面的に改正するには、社会保障制度審議会の意見をまつて、それによつてやりたい、こういうふうなお考えのわけなんですか。

○木村(忠)政府委員 現在社会保障制度審議会におきまして、最低生活の問題を取上げておりますので、その方の御研究をまわしまして、われ／＼として努力して参りたい、こう思つております。ただ現在のところでは、まだ有権的な、そういう適當な資料といふものを持ち合せておりませんので、一応そういう有力な機關におきまして、審議されているものを基礎にいたしまして、検討して参りたいと思つております。

○近田委員 私は社会局長のおつしやることとはわかるのですけれども、今までの経験から見ましても、社会保障制度審議会の意見といふものは、これは意見として聞くというだけのことであり、それが決定機關になつていない。そのためにも意見が出て、用いられなくて済むといふことがあるので、その点で用いられなかつた点がたくさんあると思ふのです。それでなく、この委員会は社会局長が保護課長がお入りになつてもよいわけなんです、そういう協力してこの結論を出すといふような、もつと權威ある基準をきめる機關として、やつぱり常置的なものが設置される必要があるというところが、私はこの間の公選会の御意見だつたと思ふのですし、私もその方がよい、それでなければいけないと考へるわけなんです。それでなければ、意見として聞きおくといふのは非常に權威がない。いつでもそれは国の財政の都合では実現されないとすることに、それで国民が権利として与えられた最低生活の権利といふものが、実現できないと思ふので、やつぱりそういうた諮詢機關という形ではなく、そこで大体の基準がきまるような決定機關に、これも今の社会局長の熟練しておいでになる、そういう方面の専門家を決して除外するわけがないので、御一緒になつてやつていただければいいのですが、そういうものがいいと思ふのですが、それはどういふふうにお考えになるのですか。

○木村(忠)政府委員 現在の制度といつたしましては、各種の審議をいたしますものは、大体それは諮詢機關になつて、それが普通でございます。ただ諮詢機關といふものが非常に有力なものでござりまするならば、その諮詢機關に諮りましたことは、どうしても実施しなければならぬといふことに相なるだらうと思ひます。社会保障制度審議会は私どもが見るところによつて、その審議の回数等におきましても、審議する人の顔ぶれ等を見ましても、きわめて有力なる審議機關であるように思われるのであります。現にそこへ配付いたしました趣旨に従ひまして、生活保護制度の改善という線が、それに出て来るということになるわけであり、われ／＼といたしましては、この機關といふものが、現在の機構として、最も強力なものであると、こゝろに考へまして、この意見を待つておる次第でございます。

○近田委員 それではその次の点についてお伺ひしたいのですが、これは社会事業協会の理事長の青木さんの御意見だつたのですが、やはりこれだけはいふものがある以上、一番大切なのは予算的な措置なので、予算の点をもつ

と明記してもらいたいという御要望があつたわけですが。これは社会保障制度審議会の意見書の中にあつて、最初の法案でははつきり出ておつた。いつか私がお尋ねしたときに、これは屋上屋だから別にその点は書く必要もないだらうというより局長の御意見であつた。その条項に私は該当してゐると思つた。つまり国家として、また都道府県とか、市町村とかいふものが、この法案の実施に必要なだけの十分な費用をとらなければならぬといふ一条だと思つたのですが、これはやはり私は局長が言われましたけれども、実際に言へば、法案に書いてあるものが実施できないような費用では足りないはずなんですけれども、今までのこの委員会で通しました、たかさんの法案を見ても、法案の文面だけはよいけれども、実際にそれを行うだけの費用がないといふふうな、有名無実な例がたかさんあるので、せつかくこういうふうな画期的な変更をなされるのであれば、やはり最初あなた方がごらんになつたように、これがひよつと行われぬといふ、おそらく老婆心から懇切な一条が加わつたであらうと思つたのですが、これはぜひ生かして欲しい、はつきり国や、都道府県や、市町村の責任のある支出ということをまづやらせるようにしないといけないと思つたのですが、その点についてどういふふうな御意見でしょうか。

○木村(忠)政府委員 法律上の点から申し上げますと、われ／＼が最初この法案に書くことと思つたような事項は、書いても書かなくても、法律解釈上から見ると同様でございます。当然出さなければならぬものは、出さなければならぬといふことになるわけです。ただ財政上青木社会事業協会の理事長が申されましたように、いまは、財政法の関係からできないことになつておられます。その点はそういう書き方で法律上ということでは、現在では困難だらうと思つた。しかし、いづれにいたしまして、足りないといふ場合には当然追加予算の措置と言ひますが、予算補正の措置を講じなければならぬといふことになりまして、これはここに書いてあります。その点は書いてなくても同じことであるといふことを申し上げます。

○市田委員 青木さんの言われたことというのは、以前の法案に書いてあつた条項に該当することではなかつたのですか。もつと違つたことでしょうか。私はそういうふうな理解したのですが……

○木村(忠)政府委員 これは戦争中に軍事費なんかをやるときにやつたような強力な措置でございまして、青木さんの言われましたのは、そういうふうなことはちよつと現在の建前からいふたしますと、できないのでございまして……

○市田委員 具体的にどういふふうなことでですか。

○木村(忠)政府委員 これは専門的には小山さんから申していただきます。

○小山政府委員 青木さんが申されたことを要約して申し上げますと、予算の繰上げ充用と繰下げ使用ができるようにしろ、こういうことでございまして。繰上げ充用といふのは、どういふことであるかと申し上げますと、たとえ

ば三月の中旬ごろで、その年の必要とする経費が予算で間に合わなくなつた。幸いにしてそのときまでに、翌年の予算が成立しておつたといふような場合には、翌年度の予算で前年度の費用に充てることができるようになる、こういうことではあります。それから繰下げ使用と言ひますのは、その年度に組んでおりました予算に余剰が生じた、そつくりそのままこれを明年度の予算に使う、こういうことなものであります。いづれも義務費といふことを非常に強く考へて行きますと、当然そういうふうなことが考えられることとなるわけなのであります。一面これは非常に行政の仕事をする者だけのこと考へた規定ということになりますので、新しい財政法では全面的にそういうことを認めない。いづれもそういう場合には新たな予算を成立させるというので処置をしる、こういうことになつておるわけなのであります。

○市田委員 その点は社会局長は、たびたびしも今年度の予算で不足の場合には年度中でも追加予算を組むと言つておいでになつておられますので、私はその一言を信用して、足らなければ年度中でも追加していただける、こう思つたので、いいわけでありませうけれども、そういうふうな強い御決意が社会局におありになるとすれば、少くともこれは決して私は屋上屋にならないと存じます。法の建前からいつても、旧法にもちやんと書いてあるのですから——旧法といふのはつまり新しい法案の原案には書いてあつたのですから、あれが抜けたといふのは怪しいと思ひます。えらそうなことを言つてい

ても、足らなくなつたら困るといふので抜いたといふように考へられるのであります。それでなくて、それだけのはつきりした決意を示すと言はれるのだつたら、あの程度のことをやつたてれば、安心して私たちが新しい法律の画期的意義は認められるのです。その点なくとも同じだといふのでは、どうしても悪く解釈するようになつておつた。これはやはり前の原案にあつたように——あれはわざわざ書かれたのだが、今まで費用の点でうまく行かなかつたといふことが頭にあるので、費用の冒頭に持つて行つて、ああいうりつぱなことをお書きになつたと思つた。当然ぜひそれは復活していただきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは一応書いてございまして、法律の体裁上あまりかつかうよくないといふ、体裁の立場から除いたわけでございます。やはり当然なことを法律に書くといふことは、あまりかつかうよくないといふことではあります。従ひまして、それがなくてもやはり法の前の方に書いてありますように、国として当然の保護をしなければならぬといふことが、国の責務として明らかに書かれております関係からいまして、足りなくなつた場合には程度を下げることはできないのであります。どうしでも出さなければならぬ。出さなければならぬのに、出さずにおくといふことはできないといふことになつておる法律の精神からいまして、当然それと同じようなことになつてございまして。除くことにつきましては、除くことによつてなまけようといふ他意は全然持つておりません。そういう意味

で抜いてくれといふような意向は、どこからも受けていなかつた。従ひまして、これは法の体裁上、こういうものを書くことが適当でないといふことから除かれたといふふうな御了解願ひたいと思ひます。

○市田委員 しかしこれは私の思いつきから申し上げるのではなくて、ただいま社会局長が、最も有能な人物をそゝるえて、意見を大々的に取入れようといふ社会保障制度審議会の意見として、私はそういうことがはつきり出ていたと思つた。その費用を出さなければならぬといふことを言つておる。これは単に体裁がいいから悪いからといふ問題ではなくて、やはり政府としてそれだけの責任を持つて新しく改正された法案は実施するのだといふことは、私は責任として書かなければいけないと思つた。これは個人の意見ではなくて、今あなたが大々的に御賞揚なすつたその委員会の要請でもある点から、ぜひこれは明記していただきたい、かように考へるのであります。

○木村(忠)政府委員 それは国会が御審議になるのでございまして、私どもとしましては、別にどういふ申し上げるわけやありません。私の方でどういふに御了解願ひたいと思ひます。私どもの方では別に他意があるわけはないので、この法の原則という点から申しますれば、当然出さなければならぬことは明らかである。それで屋上屋を重ねるような規定であるから、一応省いたといふわけでありまして、全体としてはその精神が出てゐるから

さしつかえなからう、こう考えておる
のでありますが、その点につきましては
はわれ／＼としましては、立法機関で
御審議なさるのでありますから、何と
も申し上げるわけには行かないと思
います。

○前田委員 別にあなたの方で異存は
ない。かえるならば別にさしつかえな
い。ただ体裁上の問題だということ
承つておけば、私どもの方としても非
常に安心して審議できるわけだと思
います。

もう一つお聞きしたいのですが、こ
れはやはり公聴会で全面的に皆さんが
要求しておいでになつた。特に千葉か
らおいでになつた助役さん、直接に生
活保護法の実施の最前線にある施行機
関の責任の方がおつしやつた中に、や
はりこれは費用の問題で、こんなりつ
ばな法律ができて、これが地方の責
任だけでやるということは非常に困る
ので、国庫で全額負担してやつてもら
いたい。こういうふうな御意見があり
ました。これはほかの施設の方たちか
らも、やはりそういう点は全額国庫負
担にしたいだいたいという御要望
があるわけですが、この点さういつた
一般の人たちが非常にこれを要求して
おるといふこともお考えになつて、こ
れをさういふふうな形に改められるよ
うな御意向はいかがですか。

○木村(忠)政府委員 生活の扶助—
何と申しますか、生活に困難いたしま
した者に対する援助というものは、い
わゆる沿革的に見まして、隣保相扶の
関係から出て来るのであります。最
低—最低と申すとおかしいのであり
ますが、一番下の組織、行政組織と申
しますか、そこで一応考へるのが最も

適当であるといふふうに考えます。た
だ現在の社会情勢からいたしますと
ば、その経費を地方だけで持つとい
うことは、きわめて困難であるとい
うこと、やはり相当高い程度のもの
を国の方で負担しなければならぬ。そ
ういふ趣旨からいたしましたら、八割を国で負
担して、一割を府県、一割を市町村と
いうふうな形をとつたわけでありま
す。この割合が現在の状況から正しい
かどうかということにつきましては、
相当検討を要するのじやないかとい
ふふうに、われ／＼は考えております。

ただ御承知の通りに、地方財政の点
が最近非常にかわるようなことになり
まして、本年度は地方の、特に市町村の
財源が従来より非常に大きくふえる
。そして国の財源は相当大幅に減らさ
れるという状況でありますので、この際
の負担を増すということがきわめて
困難である。もう少し一年間の状況を
見まして、地方財政がある程度固まり
ましたならば、その際にどのくらい
割で負担したらいいかをきめるのが
適当じやなからうか。こう考えま
す。ただ延ばすに際しましては、地方
の財政がきつゆくつたときに延ばすとい
うことは適当でないのではありません
。地方の財政がゆたかであるから一年延
ばすことにしようということでありま
す。この点につきましては、今後の情
勢によりましては、負担の割合は相当考
究しなければならぬだらうと考へてお
ります。

○前田委員 ついでにお伺いしてお
きですが、負担区分の変更ということ
は、これ以上地方の負担を増すよう
な変更でしようか。それとも軽減する
という変更を考へるのでしようか。ど
ちでしようか。

○木村(忠)政府委員 われ／＼といた
しましては、これ以上地方の負担を増
そうという気持は持つておりません。
ただどの程度減らしたらよいかとい
うことにつきましては、あるいは減らす
のがいいか、もう少し実施期間をか
えるのほうがいいかという問題はあ
るのじやないかと思ひます。これら
につきましては、総括的に今年一年間
の状況を見なければなりませんし、今
後地方と国との間の行政事務の負
担という問題も今審議されてお
りまして、これらの状況をにらみ合
せまして適当にきめなければなら
ぬのじやないか。こう思つてお
ります。

○前田委員 これはただいま社会局長
のお言葉の中にあつたのですけれど
も、なるほど今度は地方にたくさん
税金が委譲されておるのですけれど
も、実際の面からいつてとれるかど
うか。これは以前よりもつとりにく
くなつて来るというの、これは単に
実際に地方の行政をやつておる人
たちだけじやなくして、この国会
あたりでも地方行政委員会の人
たちは、これには自由党の方
たちも含めて、大体この
点は意見が一致しておるとも聞
いておるわけですが、大体非
常にたくさん委譲されてもと
れるという点からいへば、
かえつてとりにくいようにな
つておるの、実情のように私
どもも聞いておるわけですが、
それよりも、さういふふうな
事実がはつきりすれば、この
法律についての改正は、当然
社会局の方でお考へになる
と思つたのですが、さうい
うに承知してよろしゅうござ
いますか。

○木村(忠)政府委員 確かに都道府
県の点におきましては、はなはだしくと
りにくい税が多くなつてい
るようになりまして、これに
ついては、われ／＼としましては、
た上で、市町村に負担させる
ことは適当でない、あるいは
都道府県に負担させるという
分につきましては、軽減し
なければならぬこともあ
らうかと思ひます。

○青柳委員長代理 ほかに御質疑は
ございせんか—それでは本日はこの
程度にて散会し、次会は追つて公報
で御通知いたすことにいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十一分散会

昭和二十五年四月三十日印刷

昭和二十五年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所